

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
 編集／三原市人権文化センター
 所在地／三原市長谷一丁目6番1号
 電話／0848-66-1111
 FAX／0848-66-1112

いっしょに活動しませんか ～教室・グループの紹介～

教室・グループ名	内 容	曜 日	時 間
①太極拳教室	太極拳	毎週火・金曜日	9:30～11:30
②カラオケ教室	カラオケ	第2・4金曜日	13:00～17:00
③絵手紙教室	絵手紙	第2・4火曜日	13:30～16:00
④書道教室	書道	第2・3水曜日	19:00～20:30
⑤生花教室	華道	第2・4金曜日	18:00～19:30
⑥ピアノ教室	ピアノ	毎週月・火曜日	17:30～19:30
⑦パソコン教室	パソコン	毎週金曜日	13:30～15:30
⑧ポコ・ア・ポコ みはら	吹奏楽	毎週月曜日	9:30～13:00
⑨卓球教室	卓球	毎週月・水曜日	14:00～16:00
⑩健康体操	体操	毎週火曜日	13:30～15:00
⑪なでしこピングポング	卓球	毎週火曜日	15:00～17:00
⑫ギターアンサンブル ベラ・ムジカ	ギター合奏	毎週水曜日	9:30～12:00
⑬フィオーレ	吹奏楽	毎週水曜日	10:30～14:00
⑭健康マージャン教室A	マージャン	隔週木曜日	13:00～17:00
⑮健康マージャン教室B	マージャン	隔週木曜日	13:30～16:00
⑯三原高校器楽部OB会	吹奏楽	第2・4土曜日	18:00～21:00


※教室・グループによっては定員があります。当センターまでお問い合わせください。

※料金については、教室・グループによって教材費などの実費等が必要な場合があります。


今年度から新たなグループが活動します。




①菊津美会（きくつみかい）
 内容：琴の練習
 曜日：第1・3・5月曜日
 時間：13:00～15:30
 会費：500円/回
 紹介：初心者大歓迎！講師の方が丁寧に教えます。



②脳トレクラブ
 内容：脳トレ全般（麻雀、トランプ、クイズなど）
 曜日：毎週金曜日
 時間：9:30～11:30
 会費：無料
 紹介：楽しく遊びながら脳の活性化を図ります。



③みんなで楽しく歌う会
 内容：合唱
 曜日：第1金曜日
 時間：13:30～15:30
 会費：100円/回
 紹介：ピアノとギターを生演奏にのせて
 唱歌や懐メロ、フォークソング等
 みんなで声を合わせて歌いましょう！
 まずは体験会へお越しください。
 ★体験会へ参加してみませんか？
 日時：7月3日（金）13:30～15:30
 場所：三原市人権文化センター
 定員：50人（参加費100円いただきます）



★各教室・グループに加入されたい方はセンターまで申し出てください。代表者を紹介します。

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

◇ と き 土・日・祝日を除く10時～16時

◇ と ころ 三原市人権文化センター

◇ 電 話 0848-66-1111



じんけん 人権のひろば



「企業における人権(その3)」について紹介(しょうかい)します。

【ハラスメント防止と企業の義務】

職場(しょくば)のパワーハラスメントや、セクシャルハラスメント等(な)の様々なハラスメントは、働く人が能力(のうりょく)を十分に発揮(じゅうぶん)することができる(はつき)妨(さまた)げになることはもちろん、個人(こじん)としての尊厳(そんげん)や人格(じんかく)を不当(ふとう)に傷(きず)つける等(な)の人権(じんけん)にかか(か)る(ゆる)許(こうい)されない行為(こうい)です。

また、企業(きぎょう)にとっても、職場秩序(しょくばちつじよ)の乱(みだ)れや業務(ぎょうむ)への支障(ししょう)が生(し)じたり、貴重(きちょう)な人材(じんざい)の損失(そんしつ)につながり、社会的評価(しゃかいてきひょうか)にも悪影響(あくえいぎょう)を与(あた)えかねない大きな問題(もんだい)です。

職場(しょくば)におけるパワーハラスメント防止対策(ぼうしたいさく)を事業主(じぎょうぬし)に義務(ぎむ)付ける改正労働施策(かいせいろうどうせさく)総合推進法(そうごうすいしんほう)が令和2(2020)年6月(ねん がつ)から、中(ちゅう)小(しょう)事業主(じぎょうぬし)は令和4(2022)年4月(ねん がつ)に施行(せこう)され、すべての企業(きぎょう)の事業主(じぎょうぬし)が、職場(しょくば)におけるハラスメント対策(たいさく)を講(こう)じる必要(ひつよう)があります。

職場(しょくば)における

- ・ パワーハラスメント対策(たいさく)
 - ・ セクシャルハラスメント対策(たいさく)
 - ・ 妊娠(にんしん)・出産(しゅっさん)等(な)に関するハラスメント対策(たいさく)
 - ・ 育児(いくじ)・介護(かいご)休業(きゅうぎょう)等(な)に関するハラスメント対策(たいさく)
- は事業主(じぎょうぬし)の義務(ぎむ)です！

6月23日(が)~29日(にち) 男女共同参画週間

男女(だんじよ)が、互(たが)いにその人権(じんけん)を尊重(そんちよう)しつつ喜(よろこ)びも責任(せきにん)も分(わ)かち合い、その個性(こせい)と能力(のうりょく)を十分に発揮(じゅうぶん)することができる(はつき)男女共同参画社会(だんじよきょうどうさんかくしゃかい)の形成(けいせい)に向け、男女共同参画社会基本法(だんじよきょうどうさんかくしゃかいきほんほう)の目的(もくてき)および基本理念(きほんりねん)に関する国民(こくみん)の理解(りかい)を深(ふか)めるため、「男女共同参画週間(だんじよきょうどうさんかくしゅうかん)」が設(もう)けられました。国(くに)、自治体(じちたい)などが集(しゅう)中の(ちゅう)啓発(けいはつ)やイベント(イベント)を行(おこな)い、この週間(しゅうかん)において、性別(せいべつ)にかかわらず個性(こせい)と能力(のうりょく)を発揮(はつき)できる社会(しゃかい)づくりを考(かん)が(かい)る機会(きかい)とされてます。